

気 象 観 測 装 置

風向風速・雨量・気圧発信器交換 仕 様 書

千 曲 坂 城 消 防 本 部

第1章 総 則

1 目的

本仕様書は、千曲坂城消防本部（以下「消防本部」という）が設置する気象観測装置（以下「システム」という。）の検定有効期限満了に伴う検定付発信器交換に関わる諸事項について定めたものである。

2 履行場所

坂城消防署 長野県埴科郡坂城町大字中之条 1 1 2 6 番地 1

3 法令の遵守

本機器の製作及び設置に当たって、気象業務法（昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号）に基づく諸規定等の関係規程を遵守しなければならない。

4 適用範囲

本システムは、本仕様書に明示された機能を充足するものとし、支障なく運用が行え、交換作業・調整・試験及び交換機器の撤去・処分までを含むものとする。

5 提出書類

本システムの受注者が契約または、納入に際して消防本部に提出する書類は、次のとおりとする。

(1) 工程表	1 部
(2) 試験成績表	1 部
(3) 設計承諾図	1 部
(4) 設置記録写真	1 部
(5) 取扱説明書	1 部
(6) その他発注者が希望する資料	1 部

6 疑義

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた事項については、消防本部と受注者が協議の上、決定するものとする。

7 特許及び実用新案

本仕様書に基づき製作、設置する機器に関する特許及び実用新案については受注者の責任において、その使用に関する全ての処理を行うこととする。

8 仕様変更

契約後、受注者の事情により仕様内容に変更が生じた場合、その変更内容が明らかに本仕様書の示す機能以上と認められる場合に限り、消防本部の承認後、変更することができるものとする。

9 保証期間

- (1) 完成検査後1年以内に発生した故障に対して、受注者は、無償で修理または良質品と交換するものとする。ただし、消防本部の過失による場合はこの限りでない。
- (2) 保証期間終了後に明らかに設計製作の不備、納入の欠陥不良などに起因する故障及び破損に対して、受注者は無償で修理または良品と交換するものとする。

10 履行期限

令和7年9月30日（火）までとする。

11 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項であっても、当然具備すべき事項は、受注者の責任において施工すること。
- (2) 本システムの切り替えに際しては、事前に消防本部と充分協議した上で万全な準備の上、迅速、的確に行うこと。
- (3) 受注者は、機器の納入、設置、調整等にあたっては、安全管理に万全を期するものとする。
なお、発生した事故等については、消防本部はその責任を負わない。
- (4) 受注者は、機器の納入、設置、調整等に伴い発生した機器の損傷、建物の破損等の障害については、直ちに消防本部に報告し、協議の上速やかに復旧するものとする。なお、その費用は受注者の負担とする。
- (5) 既設設備の撤去品の処分は、受注者の負担によりこれを行うものとする。

第2章 システムの概要

1 システムの概要

本システムは、検定付発信器及び検定付既設発信器により気象状況を観測処理し、災害対策の支援情報として活用できること。

また、本システムによる各種気象機器で検出した気象データを既設データロガーで取り込み、そのデータを基に現在データ・時報・日報・月報・年報データの作成を行うこと。これによりの確な判断が瞬時に把握でき、災害予防あるいは災害処理対策が迅速に行えること。

2 機器構成

交換対象機器は、以下の通りとする。

項目	品 名	数量	備 考
1	風向風速発信器（検定品交換）	1	
2	雨量発信器（検定品交換）	1	
3	気圧発信器（検定品交換）	1	
4	現地据付作業費	1	
5	諸経費	1	

3 機器仕様

本装置は、各センサーからの信号を入力し、データ処理を行うデータロガー部と、現在データ表示、各帳票表示、グラフ表示をクライアント PC からブラウザで表示させる為の Web 処理部の機能を有すること。

(1) 風向風速発信器

ア	風向検出方式	磁気方式
イ	風速検出方式	ブラシレス磁気パルス
ウ	測定範囲	
	風向	全方位
	風速	0.4～9.0 m/s
エ	質量	約 3.6 kg

(2) 雨量発信器

ア	検出方法	転倒ます方式
イ	受水口径	200 mm
ウ	1 転倒雨量	0.5 mm/P
エ	質量	約 4 kg

(3) 気圧発信器

ア	検出方式	静電容量式
イ	測定範囲	800～1060 hPa
ウ	質量	約 0.4 kg（1）データロガー部

第3章 据付調整仕様

1 据付調整の範囲

本設備の据付調整範囲は、設置場所の敷地内とする。また、消防業務の重要性を鑑み、受注者はその業務に支障をきたさないように行うものとする。

2 施工仕様

(1) 基本的事項

ア 本設備に使用する装置材等は、受注者の責任において品質管理できる信頼性の高いものを使用すること。

イ 本仕様書に明記されていない事項についても、機能上または本設備の完成上必要と認められる工事は、受注者の負担で施工し、運用上必要な設備については、これを具備すること。

(2) 据付調整

次のことに充分留意して施工すること。

ア 耐震を考慮し設置すること。

イ 据付・接続については整然と行うこと。

ウ 設置する装置は既設装置との整合をとり行うこと。